大阪農業時報
発行所
大阪府農業会議
大阪市中央区農人橋２-1-33
JAバンク大阪信連事務センター3階
電話 直通 06(6941)2701～2
http://www.agri-osaka.or.jp
発行人 谷口敏信

年金のお受け取りはJAで
JAバンク大阪(JA/信連)
JAバンク大阪へ 検索

主な記事

◎農委会長・事務局長等合同会議……2面
◎農業者年金加入推進特別研修会……4面
◎農地及び農業用施設の所有状況に関する実態調査……7面

新規参入支援などを要望

高槻市農委が意見提出

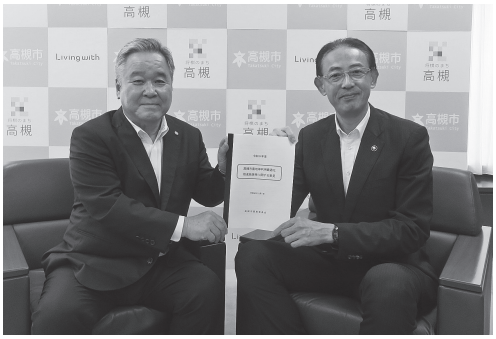
濱田市長(右)に意見書を手交する森本会長

高槻市農業委員会(森本茂会長)は、農業委員会法第38条に基づく「令和９年度高槻市農地等利用最適化推進施策等に関する意見」を取りまとめ、10月１日に濱田剛史市長に手交した。

意見では、農業従事者の高齢化や後継者不足に加え、猛暑などの気候変動や生産資材価格の高騰により、営農環境が厳しさを増していると指摘。農業の持続的発展に向け、令和９年度の施策立案や予算編成で必要な措置を求めている。

都市農業の振興では、資材価格高騰への継続支援のほか、農業用機械を手放す者と本市農業者の特徴である小規模兼業農家をつなぐマッチングサービスや、農業用燃料を購入しやすくする仕組みの創設を求めた。また、新規就農者等の確保・育成に向けた農業研修制度の創設や、小規模兼業農家への営農支援の充実なども盛り込んだ。

地産地消や食育の推進では、学校学習田事業の継続に向け、更なる人的・財政的支援を要望。学校給食での高槻産農産物の利用促進に向けた適正な買取価格の確保や、米価の安定化に向けた国への働きかけも求めている。

農業基盤の整備では、農道や農業用水路の整備・改修に係る予算拡充、農業基盤保全事業の補助上限額や補助率の引き上げ、井戸の新設やため池の改修、小規模農地の集約化事業の創設などを要望した。

また、有害鳥獣対策では、防護柵の補修や高性能な捕獲わなの設置・管理に対する補助拡充などを要望。スクミリンゴガイ(通称・ジャンボタニシ)の防除支援、不法投棄対策、農業用水路の適正管理なども求めた。

このほか、地域ごとの河川や取水施設の改修、外来水生植物の防除、農業振興地域整備計画の見直しなど、13項目の付帯意見を盛り込んでいる。(沼田)

御堂筋に巨大サツマイモ出現
オオサカポテトが大丸とコラボ

八尾市のサツマイモ農家「オオサカポテト」は大丸心斎橋店と連携し、10月10日から12日にかけて「オイモサンマルシェ」を開催。自社ブランドのサツマイモ「夢シルク」の魅力を発信した。

大丸心斎橋店前の御堂筋沿いには６ブランドが出店し、夢シルクを使った焼き芋やドーナツ、芋けんぴなどを販売。また、百貨店内でも「OIMOSANフェスタ」として、レストランでの限定コラボメニューやスイーツの販売を行うなど、様々な企画が展開された。

渡邊博文代表は「日ごろから品質・供給量の維持と、府民への認知拡大を重視している。秋になると御堂筋にサツマイモがやってくる、という象徴的なイベントとして今後も続けられたら嬉しい」と話す。(沼田)

風速計

「侵入病害虫」この言葉を聞くと、病害虫担当研究員や普及指導員は「厄介な物が入ってきた」と感じる◆今、米国の要求を受け、生鮮ジャガイモ輸入に向けた手続きが進められている。国内では未確認だが、米国には北米大陸原産のジャガイモに最大の被害を及ぼすコロラドハムシが生息する◆通常は日本側がこれらの病害虫リストを作成し、国内に侵入しないように米国側が対策を講じるなど時間をかけて安全性を担保し解禁となるのが、米国からは迅速な手続きが求められている◆短期間で病害虫の侵入防止策が確立できるのだろうか。ジャガイモは全国で大規模生産者から家庭菜園まで広く生産されている。万が一、このような厄介な病害虫が侵入するとその被害は計り知れない。その時は国産ジャガイモが減少し消費者にも大きな影響があることを想定して慎重な交渉を望みたい。(藤岡)

年金、新聞申し合わせを決議
府内運動と合わせ更なる推進を
農委会長・事務局長等合同会議

農業会議は、9月24日に大阪市内・シティプラザ大阪で農業委員会会長・事務局長等合同会議を開き、農委会長・事務局長等88人が出席した。

開会あいさつをする谷口会長

会議では、北川専務理事兼事務局長が昨年度から取り組んでいる府内運動「農地を活かし、持続可能な大阪農業を創る運動」推進計画の取り組み状況を説明し、更なる推進を呼びかけた。また、農業会議で実施を予定している「農地及び農業用施設の所有状況に関する実態調査」への協力を呼び掛けた。

また、藤岡参事兼農政課長は、10月29日開催予定の大阪府農業委員会大会の内容と上程する「新たな『おおさか農政アクションプラン』の策定に向けた要請決議」「都市農業・農地の保全・振興に関する要請決議」「『農地を活かし、持続可能な大阪農業を創る運動』の強化に向けた申し合わせ決議」の3議案について説明。市町村への意見照会後、上程する旨を報告した。

協議事項では、農業者年金加入推進特別対策に関する申し合わせ、全国農業新聞普及推進に向けた申し合わせについてそれぞれ決議した。

その後、全国農業会議所の植田智己専務理事が「農業委員会を取り巻く情勢について」と題して、講演した。

（中島）

高槻が有害鳥獣等特別対策本部
6年には市農委より要望

高槻市は、令和7年7月に高槻市長を本部長とした「有害鳥獣等特別対策本部」を発足した。

同市では、シカやイノシシによる農作物被害が深刻化しており、防護柵の設置などに要する費用や労力が農業者の負担と繋がっていること等が課題となっていた。

特別対策本部は、農業者が安心して営農を継続できる環境づくりに向け、猟友会やJA、農業委員会など関係機関との連携を深め、有害鳥獣対策を推進する役割を担う。また、水田が多い同市では、シカやイノシシなどの被害のほかにも、市全域でスクミリンゴガイ（通称・ジャンボタニシ）の被害が拡大しており、市はJAと連携し、薬剤等への補助も行っている。

令和6年には、農業委員会より有害鳥獣による被害状況を踏まえ、市に対し有害鳥獣対策の強化を要望。防護柵設置補助の予算拡充や既存施設の補修への支援、アライグマによる被害増加を踏まえた捕獲檻の増設などを求めていた。

市の担当者は「管内の農業者が安心して農業を行えるよう、対策を継続していく」と話す。（沼田）

講演要旨

農業委員会を取り巻く情勢について

全国農業会議所　専務理事　植田　智己　氏

高市第二次内閣がスタートし、飲食料品の消費税率を引き下げ給付措置と組み合わせることで実質的負担をゼロとする法案が検討されている。農産物の売上げに係る税率が引き下げられる一方、農業者が仕入れに際して負担する税率は従来のままとなることから、手取りが減少する農家への支援が課題である。

こうした農業を取り巻く状況の変化に加え、農業者の減少が進む中、国は令和7年度からの5年間を農業構造転換の集中対策期間と位置付けて、農業関係施策の見直しを進めている。

農業委員会の体制については、農業委員と農地利用最適化推進委員の一本化が検討課題である。全国農業会議所のアンケートでは、一本化を望む回答が約6割、現行の併存配置を望む回答が約4割となり、意見が分かれる結果となった。一本化に当たっては、農業委員の総数を維持する取り組みが重要となるが、一方、農業委員の定数削減を検討する市町村も見受けられる。農業委員・委員会の新たな役割を含め、十分に検討して方向性を見極める必要がある。

農業委員会の業務は質・量ともに増加しており、地域計画の実行など、新たな役割を果たすためには既存業務の省力化が欠かせない。国は遊休農地の利用意向調査について、必要な情報をサポートシステムに登録することを条件に、農地中間管理機構への貸付意向が示された農地を次年度以降の調査対象から除外する案を検討しており、実現すれば省力化の第一歩となる。

また、来年度の農地関連法の5年後見直しでは、中間管理機構による中間保有の拡充も課題となっている。借受け先が決まっていない農地でも、地域計画で将来にわたり重要な農地と位置付けられ、地域の合意が得られれば、同機構が一時的に保有できる仕組みが検討されている。

（林佑）

法改正を受けた労災への加入

制度の概要と対応

労務管理・労災保険について分かりやすく説明

農業会議は10月19日、大阪市中央区のＯＭＭ展示ホールで法改正により農業者も労災の強制適用となることから「農業者のための労災保険説明会」を開催。ＷＥＢ参加を含め農業者、行政、ＪＡなど25名が参加。

説明会では、特定社会保険労務士の橋本将詞氏が農業は他産業に比べて就業者当たりの労働災害が多いこと、あいまいな労働時間管理などの労務管理上のリスクがあることや、今後、安定的に労働力を確保するためには、これらに対応する必要があると説明した。

また、これまでの農業においては「ゆい・手間替え」など労力の相互融通や農繁期にのみ労働者を使用することが多く、労働の実態把握が困難であったことから、労災保険は昭和44年から暫定任意適用であった。しかし、今回の法改正で、令和13年を目途に強制適用となることの経過を説明。

さらに、新規に労災加入する場合の手続きと「労災の適用には制度に加入するだけでなく、事業主として労働者の労働時間や仕事の内容などを、管理するとともに、安全配慮義務などの労務管理が必要となる。これが労働者の安全・安心・保障を担保することに繋がり、農業経営における『人的・労働安全リスク』への対応にもつながる」と強調した。

その後の相談会では、参加した農業経営者から①加入方法②作業日誌の必要性③ボランティアに対する対応などの質問があり、それぞれ①管轄の労働基準監督署に労働者を採用するので労災保険に加入したいと相談する②労災を適用するためには事業主の指揮命令等が必要となり、その証拠として作業日誌が必要である③賃金を支払わないボランティアは労災の対象とならないためボランティア保険等を活用する、などと詳細な説明があった。

（藤岡）

労災制度の相談窓口を設置

法改正により農業での労災保険の加入が義務化されることから、農業会議では、農業経営者きや労働保険事務等を行うための相談窓口（無料）を設置した。

制度や加入に際しての疑問点等があれば、気軽に相談してもらいたい。

①相談対応者：橋本将詞社会保険労務士事務所　特定社会保険労務士　橋本　将詞　氏

②電話：０７５―５７４―７２００

③メールアドレス：sr.hasimoto.@gmail.com

④開設日時：月～金（祝日を除く）10：00～16：00

⑤開設期間：令和８年９月～令和９年３月31日（予定）

⑥対象者：大阪府内在住の農業経営者、大阪府内農業関係機関・団体関係者等

⑦その他：労働基準監督署への書類提出など加入手続きの実務や年度更新等の加入後の継続的な事務等の相談や業務依頼は別途有料。

（藤岡）

農業経営収入保険への加入を

農業経営収入保険は、農業者自らが生産した農産物の販売収入全体を補償する保険で、青色申告を行う農業者であれば加入できます。公的な保険制度であり、掛金には手厚い国庫補助があります。

近年、異常気象とも言える自然災害が各地で起こり、特に、ここ数年猛暑による作物の高温障害や豪雨などによる災害リスクが増加しています。このような中、災害リスクへの備えの一つとして、収入保険の加入者は年々増加しており、全国では10万件を突破し、青色申告を行う農業者の４人に１人以上が加入しています。なお、当大阪府においても令和８年契約では３８０経営体のご加入をいただき、年々加入者は増加しています。

また、自然災害だけでなく米価の下落やケガ・病気による収穫不能など、様々なリスクに対応できることから、毎年、加入者の約３割が保険金等を受取っており、安定した農業経営に役立っています。

掛金負担が大きいという農業者には、補償の下限設定や支払率を下げるなど、保険料を抑えるプランの他、積立金を伴わず初年度の掛金等支出を抑えるタイプもできました。詳しくは農業共済組合までお問い合わせください。

◎令和９年契約のお申込み期間は令和８年12月末までです。

【お問い合わせ先】

大阪府農業共済組合／ＮＯＳＡＩ大阪

０７２（２７５）９７７２

【ホームページ】

http://nosai-osaka.com

（大阪府農業共済組合提供）

http://nosai-osaka.com/

加入推進のポイントを学ぶ
農年特別研修会
農業者年金の認知度アップを

農業会議、JA大阪中央会、独立行政法人農業者年金基金は9月29日、大阪市内・JA大阪センタービルで農業者年金加入推進特別研修会を開催。府内の農業委員会委員、加入推進部長、事務局職員、JAの農業者年金担当者など27人が出席した。

研修会では、初めに制度説明動画「農業者年金加入のすすめ」と「他の制度と農業者年金」を視聴し、農業者年金制度の基礎知識とNISAや国民年金基金など他の制度と比較した際のメリット・デメリットを確認。

続いて農業者年金基金の黒田夏樹理事長が「農業者年金の加入推進について」をテーマに講演を行った。

黒田氏は冒頭で、大阪府内の100歳以上の人口が9月1日時点で5264人に上ることに触れ、長寿社会が進展する中、老後生活を支える年金の重要性は一層高まっていると指摘した。老後生活の期間を見通すことは困難で、貯蓄を計画的に取り崩して生活資金を確保する方法には限界があると説明。農業者年金は生涯に渡って受給できるため、長生きによる老後資金の枯渇リスクに備えられると示した。

次に、他の制度と農業者年金の資産運用の違いについて言及。国民年金基金では、運用実績に関わらず、予定利率を基に年金額を算定するが、一方、農業者年金では運用実績が年金額に反映される点が特徴であると解説した。農業者年金の平成14年から令和7年度までの平均運用利回りは3・13％となっており、長期的に安定した運用実績を上げているとした。

黒田氏は最後に、新規加入者を対象としたアンケート結果から、農業者年金の認知度が低い現状を指摘。「農業者にとって多くのメリットがある農業者年金が、知られないままとなっている状況は何としても避けたい。まずは制度の周知徹底を目標として、加入推進に取り組んでほしい」と締めくくった。

パネルディスカッション
農業者年金の魅力を語る

講演後、全国農業委員会女性協議会の道下和子会長と黒田氏が「女性から見た農業者年金の魅力」をテーマに、パネルディスカッションを実施した。

道下氏は全国の100歳以上の人口約10万人のうち約88％を女性が占めていることに触れ、女性にとって長生きへの備えが重要であると指摘。また、自分より年上の女性が充実した人生を送る姿を目にした経験から、65歳以降の人生を「ゴールデンエイジ（若い世代から憧れられる円熟した世代）」と呼んでいると紹介した。農業を引退した後の人生をいかに充実させるかは本人次第であり、その実現には農業者年金による経済的な備えが重要だと述べた。

これを受け、黒田氏は、老後生活にゆとりをもたらす年金の上乗せ部分を、農業者は自ら準備する必要があると説明。農業者年金の受給額について、平成14年から令和7年度末まで月額保険料2万円で積み立てた場合を例に挙げ、納付保険料総額576万円に対し、加入期間の実際の複利効果を踏まえると年金原資は901万円になると試算を示した。また、保険料の全額が社会保険料控除の対象となるため、税率15・1％と仮定して試算すると24年間で約87万円の節税効果が見込まれると紹介。農業者年金が老後の生活を支える上で大きな役割を果たすことを強調した。

最後に、道下氏は「農業者の方が元気に老後を楽しめる生活ができるように、まずは農業者年金を知る機会を作って欲しい」と呼びかけた。黒田氏も「最初は雑談の中で農業者年金の名前を出すところから加入推進活動を始めてほしい」と述べ、身近な会話をきっかけに制度理解を広げていく大切さを訴えた。（林佑）

当日のパネルディスカッションの様子

農業者年金特設サイト公開中

近畿府県農業会議は令和8年11月1日～令和9年1月29日、YouTube（ユーチューブ）やX（旧ツイッター）等を活用し、農業者年金制度の動画広告配信を実施している。家族が集まる機会の多い年末年始の期間に制度をPRすることで、親子や夫婦での農業者年金への加入促進を図る。

動画広告から誘導する特設ページ（下図QRコードからアクセス可能）では、農業者年金のメリットを分かりやすく紹介。保険料の全額が社会保険料控除の対象となる等の税制面での優遇措置や、40歳未満の農業者を対象とした保険料の国庫補助（政策支援）など、制度のポイントを簡潔にまとめている。（林佑）

地元児童に稲刈り体験を指導

箕面市農経連

稲垣会長の指導を受けながら稲刈りに取り組む児童

箕面市の農業者で構成される箕面市農業経営者連絡協議会は10月14日、箕面市立西小学校の５年生を対象に、稲垣恵一同市農業委員会会長の水田で稲刈り体験を行った。児童は６月に田植えを体験しており、自ら植えた稲の収穫に取り組んだ。

作業に先立ち、稲垣会長が鎌を使った稲の刈り方や刈り取った稲の束ね方などを指導。作業中も農家が児童のもとを回り、刈り方などを丁寧に教えた。児童は当初、恐る恐る鎌を扱っていたが、次第に慣れた手つきで稲を刈り取り、収穫を楽しんだ。

体験後には、児童から「収穫できないような大変な年はあったのか」「この田んぼは何年前から続いているのか」など、農業の素朴な質問が寄せられ、農家が一つずつ回答した。

稲垣会長は、「この取り組みは20年以上続いており、体験した児童や保護者が声をかけてくれたり、市内の農地に関心を持ってくれている。これからも続けていきたい」と話す。

収穫した米30㌔は11月中に同小学校に届けられ、児童らが調理実習でご飯を炊いてお味噌汁と一緒に食べる予定。（沼田）

農林水産祭「女性の活躍」部門 内閣総理大臣賞を受賞

富田林市・乾　裕佳氏

令和８年度(第65回)農林水産祭の「女性の活躍」部門で、富田林市の乾裕佳氏が、内閣総理大臣賞に選ばれた。

乾氏は平成８年に就農し、26年に乾農園の４代目として継承。作業のマニュアル化やＪＧＡＰの取得、営農管理アプリの導入などを通じて、作業の効率化や経営の安定化を進めてきた。

地域農業の振興にも積極的に取り組み、「富田林の海老芋」の地理的表示(ＧＩ)登録に尽力したほか、地元の若手農業者らと連携して「富田林市きらめき農業塾」で次代の担い手育成に取り組むなど多岐にわたって貢献している。

農林水産祭は、農水省と日本農林漁業振興会の共催により昭和37年から実施。国民の農林水産業と食に対する認識を深め、農林水産業者の技術改善と経営発展の意欲を高めるのが目的。

クラウドファンディング推進へ

府が交流型農業支援に向け講座

大阪府は、農業者と消費者の交流を通じて販売額の増加を図る「交流型農業」の推進に向け、府内農業者を対象としたクラウドファンディング活用講座を２日にわたって開催。計50人が出席した。

９月16日は「基礎・企画編」として、株式会社パーシヴァルファウンダーの川辺友之代表が講師を務め、クラウドファンディングの仕組みや企画立案の考え方など、活用に向けた基礎的な内容を解説した。自身のクラウドファンディングの経験やこれまでサポートした事例を交えながら、実施までの流れや成功のポイントを紹介するとともに、後半では「多くの人に支援してもらうには」という視点から、効果的なＰＲの重要性や実際の支援者の傾向について説明があった。

９月24日は「広報・ＰＲ編」として、株式会社ＰＲＯＰＯの中尾豊氏が、クラウドファンディングの成功率向上に向けたノウハウや、プロジェクトの告知・拡散のポイント等を説明。プロジェクトを応援してくれる人を増やすためには、平時から農園の魅力を発信し続けることが重要であるとして、実際の農園の事例に触れながら、日ごろの農作業や出来事をＳＮＳ投稿につなげるための考え方を紹介した。

研修の終わりには、①誰に向けて、②農園・商品のどのような魅力を、③どのような行動につなげるためのＳＮＳアカウントとするか、という発信の方向性を整理する実践演習を実施。参加者は自らの農園や商品に置き換えながら、今後の情報発信について具体的に検討した。

府は今後、８月から農業者から募集をしていた交流型農業実践プランについて審査・選定し、クラウドファンディングの実施を支援する予定。プロジェクトの企画や情報発信などをサポートし、交流型農業の実践を後押しする。（沼田）

日々の農作業を魅力的な発信に変える考え方を説明（９月24日）

栽培や農業安全の基礎を学ぶ
環農水研・農業基礎講座

（地独）大阪府立環境農林水産総合研究所では、大阪府内で小規模就農をめざす方や、就農後間もなく基礎を学び直したい方などを対象に「農業基礎講座」を実施しています。

令和6年度まで農業大学校で行われていた「農業入門講座」の後継となる講座で、令和7年度から同研究所が新たな講座として実施しています。

病害虫防除、野菜・果樹栽培、土壌肥料などを学ぶ「農業園芸セミナー」と、農薬の適正使用や農作業安全を学ぶ「農業安全セミナー」で構成。開催済みの園芸セミナーは動画でも受講でき、所定の要件を満たした方には修了証が発行されます。

また、さらに栽培技術等を深く学びたい場合は、大阪府立農業大学校の短期実践課程などの受講も案内しています。

第2回農業安全セミナーは令和9年2月26日開催予定で、申込締切は1月12日。受講を希望する方は、お早めにお申し込みください。

◆環農水研HP：https://www.knsk-osaka.jp/nourin/seminar/basic_cource.html

（大阪府立環境農林水産総合研究所提供）

大阪農大、11月から願書受付
総合課程・短期実践課程

100年以上の歴史を有する大阪農大は、「就農したい！」「農業関係の技術者になりたい！」「大阪の農家で働きたい！」を実現する実践重視の学校です。

大阪農大では幅広い視野から農業を考え、技術力と判断力、応用力を身に付けた農業経営者及び農業技術者を育成するため、農業普及指導員や研究員、ベテラン講師陣により科学的かつ実践的な教育を行っています。

また、これまで、約2000名の卒業生を輩出し、大阪農業の中枢を担う農業経営者や農業技術者として活躍しています。

週5日通学の2年制「総合課程」と社会人向けに週1日の通学で就農に必要な知識と技術を学ぶ1年制「短期実践課程」を設置。Web授業も導入しており、スマホやタブレット等でいつでも何度でも学べます。

総合課程一般入学試験及び短期実践課程選考試験の願書受付期間は令和8年11月9日（月）～11月24日（火）。

◆大阪農大HP：https://www.knsk-osaka.jp/noudai/

（大阪府立農業大学校提供）

天気のおっちゃんのコラム

第三十二回「千葉豪雨その1」

気象予報士、元普及指導員　森田　彰朗

都市型大雨災害の恐ろしさ

8月13日～14日にかけて、大雨が千葉県北中部を襲いました。多数の車が水の引いた路上に放置されている異様な映像をご覧になった方も多いでしょう。都市部の豪雨という点では、大阪も他人事ではないので、2回にわたって解説します。

天気図では読めない今回の豪雨

下図は、千葉市などで大雨特別警報が発表された8月13日夜の天気図です。この連載をお読みの皆さまは、「台風はどこだ？前線は？」と思われるでしょう。この天気図には台風はありません。前線は見当たりません。何の説明もなくこの天気図を見せられ、千葉の天気を聞かれても、私は「災害級の雨」とは答えられません。

ところが実際には、一時間最大115㍉、24時間では367㍉という、いずれも千葉市での観測史上最大値を記録する豪雨となりました。

天気図で読めないこの雨はどのように発生したのでしょう。

「新型」の線状降水帯か？

気象庁の発表によれば、東海上からの暖湿気と関東平野の冷気が千葉付近でぶつかって、積乱雲が次々でき、それが長時間停滞して線状降水帯になったと説明しており、「スコールライン型」という珍しい形であったとしています。詳しい説明は省きますが、積乱雲のでき方は「ゲリラ豪雨」と似ており、関東に特有の現象ではないでしょう。

次号では千葉豪雨で多発した浸水被害について考察します。

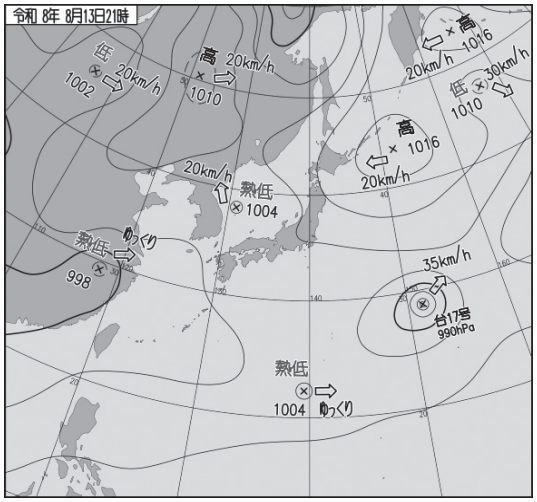

ワンポイント農業気象（11月）

中山間部での早霜
気温急変による体調不良

農業用施設調査にご協力を

農林水産省都市農業室はこのほど、「農地及び農業用施設の所有状況に関する実態調査」を実施。全国農業会議所を通じて農業委員会への協力を依頼し、生産緑地を所有する農業者等の農地及び農業用施設の所有状況に関する実態調査を実施している。

調査の背景には、相続税等納税猶予の適用範囲拡大に関する要望の動きがある。本年４月以降、東京都や神奈川県の自治体や農業委員会、ＪＡ関係者が国に対して相次いで要望。畜舎や農機具倉庫など農地と一体で活用されている農業用施設も納税猶予制度の対象となるよう制度の見直しを求めた。

調査では、経営農地の面積や所有する農業用施設や農業経営の状況などについてたずねている。

農水省では今回の調査結果を踏まえて、相続税等納税猶予制度見直しの要望も含めた都市農業施策の検討に活用するとしている。（北川）

第127回常設審議委員会

農業会議は10月20日、第127回常設審議委員会を大阪市内・ＪＡバンク大阪信連事務センターで開いた。

第1号議案の農地法第４条及び第５条の規定に基づく意見聴取に回答する件（高槻市、茨木市、和泉市、泉佐野市、泉南市、堺市、河内長野市、大阪狭山市、八尾市、交野市農業委員会会長）16件（1万3664平方㍍）を許可やむを得ないと認め、回答することを議決した。

【第1号議案】

	件数	面積（平方㍍）
第４条	4	2747
第５条	12	1万0917
合　計	16	1万3664

（農地区分別件数は、３種農地13件、２種農地３件）

農地転用許可に伴う地域計画の変更手続き等を協議

第５回農地法等業務推進検討会

大阪府農業委員会職員協議会と農業会議は10月８日、令和８年度第５回農地法等業務推進検討会を開催した。

はじめに、９月30日付で農水省より発出された農業経営基盤強化促進法の基本要綱の一部改正に伴い、農地転用許可後に地域計画の変更手続きが可能となった件について協議を行った。

大阪府農政室推進課地域計画推進チームの吉田博文農地活用担当補佐は、地域で事前に協議を行い、地域計画の達成に支障がないと認められた場合に限り、変更広告を待たずに協議結果の公告縦覧後に農地転用等の許可申請が可能と説明。なお、転用許可申請の受付後、地域計画変更の公告縦覧後に意見対応が必要となった場合、転用許可申請手続きにも影響が及ぶため、速やかに変更広告を行うことが必要とし、複数案件をまとめて公告することは避けるよう求めた。

その後、第２種農地における蓄電池施設の設置について検討。地目変更を目的とした転用申請が行われ、許可後も蓄電池の施工に至らない事例が散見されることから、第２種農地で申請があった場合には、代替性を厳格に審査するとともに、雑種地や第３種農地への誘導を図ることが重要との意見が出された。（林佑）

農地法関連課題など共有

南河内地区職協

南河内地区農業委員会職員協議会が９月25日、河内長野市役所で開かれ、同地区の農委職員など計９人が出席した。

小作台帳の整理・保存・確認方法等を議題として協議。特に相続に伴う小作権承継者の確認方法や、小作台帳の農業委員会サポートシステムへの移行についての作業手順・留意事項・搭載上の工夫について協議した。併せて、常設審議委員会における委員からの質問への対応について意見交換を行った。

続いて農業会議増山総務課主幹から、９月11日に開催した第４回農地法等業務推進検討会の協議・意見交換内容について報告。農地転用許可済証明・届出受理済証明の発行に際しての留意事項を伝達したほか、市街化区域内農地の事後的転用届出に関する取扱いについて議論した旨を報告した。特に第２種農地の代替性の判断においては、代替性がないことのより詳細な確認が必要である旨を強調した。（増山）

農委等の研修各地で

８月から10月にかけて、各地の農委等で研修会が開かれた。

農業会議事務局が農業情勢と農業委員会組織の課題、都市農業・農地を巡る制度等について報告した。（①開催日、②説明者、③開催場所）。

○交野市農委（友田正直会長）
①８月25日、②北川専務理事兼事務局長、③交野市役所

○泉大津市農委（北島政夫会長）
①８月27日、②北川専務理事兼事務局長、③同市役所

○茨木市農委（中村正治会長）
①９月28日、②北川専務理事兼事務局長、③同市役所

○大東市農委（辻田茂会長）
①10月６日、②沼田農政課副主幹、③同市役所

○阪南市農委（草竹義和会長）
①10月８日、②沼田農政課副主幹、③同市役所

○摂津市農委（渡邊勝彦会長）
①10月13日、②沼田農政課副主幹、③同市役所

○箕面市農委（稲垣恵一会長）
①10月16日、②沼田農政課副主幹、③同市役所

随　想

吹田くわいから学生と共に学ぶ
～なにわの伝統野菜「吹田くわい」を通じた産官学連携の実践～

大阪工業大学知的財産学部教授・
知的財産大学院協議会理事長
杉浦　淳

東京から妻一人と娘二人そして柴犬一匹と共に大阪に移住し、吹田の千里山に居を構えて10年が経ちました。東京の霞が関から大阪の大学への転職です。

休日に近所を散歩していたところ、好物の竹の子を煮る香りに誘い込まれて足を運んだ先が、平野紘一様とご家族が経営する「平野ファーム」でした。

それ以来、当方の研究室のゼミの学生と共にファームに出入りさせていただき、大都会大阪での有機栽培による農業経営の知恵、吹田が紡いできた文化と歴史、そしてこれらが結実して吹田のアイデンティティとして形成された「吹田慈姑(吹田くわい)」について、多くのことを学ばせていただいています。

「吹田くわい」の名づけ親は牧野富太郎博士です。大正7年に、牧野博士は、吹田くわいが市場に流通している「青くわい・白くわい等の中国伝来の食用種」と異なり、日本のオモダカが吹田で独自に進化した固有の品種であることを見出し、これに『スイテンシス(吹田産の)』という学名を与えました。その後、昭和40年に京都大学の阪本寧男教授の研究によって、吹田くわいは「半栽培植物」であることが明らかにされました。半栽培植物とは、農作物と雑草がともに田に育ち、雑草の中の有用なものが人為的に保護・選択され、完全な栽培植物へと移行する過渡期にある植物を指します。

また、吹田くわいは、単なる学術的な対象にとどまらず、人々の生活と深く結びついた作物です。とりわけ新春の慶事には欠かせません。小粒ながらも実から真っ直ぐに伸びる立派な芽が「縁起物」として尊ばれて正月の食卓を彩るだけでなく、古くは朝廷への献上品としても扱われた、歴史と格式を持つ食材だからです。

吹田在住のある素封家のお嬢様から、心温まる思い出を伺ったことがあります。彼女の家庭では、正月のお雑煮にこのくわいを入れる風習が受け継がれてきました。年末、お祖母様の手伝いとしてのくわいの皮むきは年中行事でした。吹田くわいは実が小ぶりなわりに、立派な芽がついているのが特徴です。幼かった彼女は、うっかりその大きな芽を切り落としてしまった。「そこが一番大事なんやで」――縁起物である芽を落としたことを、祖母から優しく頭を小突かれて教わったという、何気ない日常の一コマです。しかしここには、土地の作物を介した家族の温かな絆や伝統の継承、そして、素朴でありながら堅実な暮らしの息遣いが、色褪せることなく浮かび上がってきます。

北に千里丘陵を背負い、南に淀川の沖積平野を抱える吹田固有の土地において、日々の農作業の営みによって進化し、人々の生活に溶け込んできた吹田くわい。それはまさに、吹田の地理・人々の歴史的営み・地域の伝統が結実した「吹田のアイデンティティ」そのものと言えます。

近隣の大学では、吹田くわいを題材として、近郊農業と有機農業を融合した農業経営の知恵、地域の歴史と伝統文化、地域振興に関わる地方公共団体の役割など、多くのことを学ばせていただいています。

しかしながら、吹田くわいは半栽培植物(半分野草)であるがゆえに農薬に弱く、生産に手間がかかります。さらに小粒で単位面積当たりの収穫量が少なく、青くわいと比較して割高にならざるを得ません。こうした事情が吹田地域の宅地化の進行と相まって、生産農家は平野ファームを含む数軒にまで減少してしまいました。加えて、生産者の高齢化も進んでおり、今の段階で対策を講じない限り、吹田くわいの生産は自然消滅してしまうことが危惧されています。この危機は吹田くわいに限らず、大阪、全国、そして世界の「伝統野菜」に共通の課題です。

そこで、これまでにさまざまな形で吹田くわいに関わってきた千里金蘭大学・大阪学院大学・関西大学・大阪工業大学では、吹田市様のご支援をいただき、吹田くわいの持続的継承を応援することを目標として、令和8年8月に「吹田くわい研究会」を立ち上げました。本研究会では、それぞれの大学が備える産官学連携による地域振興策、農作物の商品化とブランディング、伝統野菜の知的財産による高付加価値の実現などの専門的知見を持ち寄り、吹田くわいを未来へつなげることを応援します。研究を行うとともに、学生が現場に赴き、農業を通じて土に触れ、現代社会の最大の課題である生態系維持の問題を実感してもらうことも本研究会の狙いです。

本研究会では、これらの成果を「吹田モデル」として発信することとあわせて、学生とともに吹田くわいの諸活動に参加し、吹田くわいの持続的継承を支えていく所存です。関係皆様のご指導・ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

◇筆者の紹介(すぎうら　じゅん)
昭和62年に特許庁に入庁。審査官、在モロッコ日本国大使館勤務、知的財産権研究所研究部長、特許庁審査監理官・審判長などを歴任。平成27年に大阪工業大学知的財産学部教授に就任し、研究支援・社会連携センター長、知的財産学部長・大学院知的財産研究科長を務めた。特許制度の運用や産業財産権法を専門とし、産学連携における知的財産の役割などを研究。